

目 次

規 則

津市契約規則の一部を改正する規則

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

告 示

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

運動施設の使用料の徴収事務委託

規約変更の認可及び告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

市議会定例会の招集

公 告

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

農業振興地域整備計画の軽微な変更

犬の抑留

犬の抑留

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 5 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 45 号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条に次の 2 項を加える。

- 5 落札者の決定に審査が必要なときは、開札後直ちに決定せず保留した後に決定することができる。
- 6 最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者と決定しようとするときは、その理由を付するものとする。

第 34 条第 1 項中「年 5 パーセント」を「当該契約締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率」に改め、同条第 3 項中「年 3 . 4 パーセント」を「当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月30日

津市長 松田直久

津市規則第46号

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「仕様」を「使用」に改める。

第24条第2項中「施工部」を「施工部分」に改める。

第25条第4項第1号中「必要があるもの 市長」を「必要があるものは、市長」に改め、同項第2号中「伴うもの 市長」を「伴うものは、市長」に改め、同項第3号中「伴わないもの 双方」を「伴わないものは、双方」に改める。

第41条第5項中「前払金を」を「前金払を」に改める。

第44条第2項中「第37条第3項」を「第27条第3項」に改める。

第45条第2項中「又は設備工事等」を削り、「又は土木工作物等の建設工事」を「若しくは土木工作物等の建設工事又は設備工事等」に改める。

第46条第1項中「年5パーセント」を「当該契約締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率」に改め、同条第2項中「年3.4パーセント」を「当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」という。）」に改める。

第48条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第51条第3項中「年3.4パーセント」を「当該契約締結の日における財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」に改める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

津市告示第 89 号

下記の者の平成 17 年度市県民税第 4 期の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 20 年 5 月 16 日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		督促状

津市告示第90号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成20年5月20日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0193110	平成19年10月1日	平成20年4月18日
1326046	平成19年10月1日	平成20年4月20日
9206672	平成19年10月1日	平成20年4月27日
9206040	平成19年10月1日	平成20年4月29日
9208580	平成19年10月1日	平成20年4月30日
1336617	平成19年10月1日	平成20年5月2日
0107787	平成19年10月1日	平成20年5月2日
2125404	平成19年10月1日	平成20年5月2日
9147564	平成19年10月1日	平成20年5月8日

津市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美里村告示第25号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月20日

津市長 松田直久

1 届出者

北長野区

三重県津市美里町北長野1578番地

代表者 馬杉 勲

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	森田 眞生 三重県津市美里町北長野1725番地
変更後	馬杉 勲 三重県津市美里町北長野1578番地

3 変更の理由及び年月日

平成20年4月13日に北長野区規約第12条に規定する役員の任期満了に伴う改選のため。

津市告示第92号

津市美里保健センター運動施設の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成20年5月20日

津市長 松田直久

名 称	所 在 地
株式会社ジャパンスポーツ運営	津市西古河町4番12号

津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年河芸町告示第1343号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月22日

津市長 松田直久

1 届出者

新上野自治会

三重県津市河芸町上野 3339 番地 45

代表者 高橋 修

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県津市河芸町上野 3339 番地 102
変更後	三重県津市河芸町上野 3339 番地 45

(2) 代表者の住所及び氏名

変更前	三重県津市河芸町上野 3339 番地 102 堤 始
変更後	三重県津市河芸町上野 3339 番地 45 高橋 修

3 変更の理由

総会により選出された

4 変更年月日

平成20年4月20日

津市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年白山町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月23日

津市長 松田直久

1 届出者

白山町城立自治会

三重県津市白山町城立213番地3

代表者 岡田邦彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	平谷和彦 三重県津市白山町城立282番地1
変更後	岡田邦彦 三重県津市白山町城立392番地

3 変更の理由及び年月日

平成20年4月27日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年白山町告示第79号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月23日

津市長 松田直久

1 届出者

白山町馬場自治会

三重県津市白山町川口1260番地2

代表者 中山安夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川崎善功 三重県津市白山町川口1244番地1
変更後	中山安夫 三重県津市白山町川口1211番地

3 変更の理由及び年月日

平成20年4月14日に、代表者が通常総会において新任されたため。

津市告示第96号

平成20年第2回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月26日

津市長 松田直久

1 招集の日

平成20年6月2日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市公告第64号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年5月20日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年5月17日
2 抑留期間 平成20年5月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 西丸之内	ヨークシャ ーテリア	白	オス	小	不明	白黄色の首輪 左後肢を負傷

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月22日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年5月12日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高野尾町字東南野1188-9
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市羽津中二丁目4-7 ラズベリーハウス ヒロセF-101
堀内 守、堀内 久美子

津市公告第66号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年5月22日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年5月21日
- 2 抑留期間 平成20年5月27日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	黒白	メス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 67 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 20 年 5 月 26 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 20 年 5 月 20 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字平林 3533-2 の一部ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市芸濃町椋本 3943-1
犬飼 肇

津市公告第68号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年5月28日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年5月26日

2 抑留期間 平成20年5月30日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 一志町波瀬	雑種	白	メス	中	不明	
2	津市 島崎町	雑種	白茶	オス	中	不明	赤色の首輪 黄/黒のリード 遺失物

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第69号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年5月28日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
高野尾町	寺谷	6092番	1,065 m ² うち 86.95 m ²	農地	農業用施設用地

津市公告第70号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年5月30日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年5月28日
2 抑留期間 平成20年6月 3日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	黒白	メス	中	不明	
2	津市 白塚町	雑種	白灰	オス	中	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第71号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年5月30日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年5月29日
- 2 抑留期間 平成20年6月4日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白灰	メス	中	不明	
2	津市 白塚町	雑種	白黒	メス	中	不明	
3	津市 白塚町	雑種	黒白	メス	中	不明	
4	津市 白塚町	雑種	白	オス	中	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年5月27日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年5月28日(水)午後3時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の委嘱について
 - (2) 津市就学指導委員会委員の委嘱について
 - (3) 平成20年度津市一般会計補正予算(第1号)〈教委所管分〉について

津市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成20年5月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成20年6月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成20年5月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成20年6月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市水道局告示第10号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年5月27日

津市水道事業管理者 平井秀次

名称	所在地	指定年月日
ナカヒロ設備	名張市瀬古口517番地3	平成20年5月19日